

## 綾瀬市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定される放課後児童健全育成事業に関し、法第34条の8第2項、第3項及び第4項に規定される放課後児童健全育成事業の届出等に関する事項を定めるものとする。

### (事業開始の届出)

第2条 本市の市域において放課後児童健全育成事業を行う者（以下「事業者」という。）は、法第34条の8第2項に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）第36条の32の2の各号に掲げられる事項その他の必要な事項を、次の書類（図面を含む。以下同じ。）により、市長に届け出なければならない。

- (1) 放課後児童健全育成事業開始届（第1号様式）
- (2) 指導員名簿（第2号様式）
- (3) 放課後児童支援員の資格証明書等の写し
- (4) 事業者の役員名簿（第3号様式）
- (5) 定款その他基本約款
- (6) 運営規定
- (7) 施設に関する平面図等
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りでない。

### (事業変更の届出)

第3条 事業者は、前条第1項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、法第34条の8第3項に基づき、変更後1か月以内に、その旨を、放課後児童健全育成事業変更届（第4号様式）その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、放課後児童健全育成事業の休止の届出をした者が、休止していた

当該届出に係る事業を再開するときに準用する。

- 3 前2項の届出におけるその他必要な書類は、前条第1項の第1号を除く書類及び第3項に定める書類（変更のあった事項に係るものに限る。）を添付するものとする。

（事業廃止・休止の届出）

第4条 事業者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、法第34条の8第4項に基づき、あらかじめ、法規則第36条の32の3の各号に掲げられる事項を、放課後児童健全育成事業廃止（休止）届（第5号様式）その他の必要な書類により、市長に届け出なければならない。

（事業所番号の決定及び変更）

第5条 市長は、第3条に基づき届け出を行った事業者に対し、事業所の番号を決定し、放課後児童健全育成事業所番号通知（第6号様式）により、事業者へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項に定める事業所の番号に変更の必要が生じた場合は、事業所の番号を変更し、放課後児童健全育成事業書番号変更通知（第7号様式）により、事業者へ通知するものとする。

（委任）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）第7条1項に基づき、改正後の法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行っている事業者については、本要綱第3条に定める事業開始の届出について、「あらかじめ」とあるのは、「整備法の施行の日から起算して3か月以内に」とする。

第1号様式（第2条関係）

放課後児童健全育成事業開始届

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

事業者  
住所  
氏名

印

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を開始したいので、同法第34条の8第2項及び児童福祉法施行規則第36条の32の2の規定により届け出ます。

事業の内容	
併設事業 （該当する場合のみ）	

指導員の定数及び職務内容	指導員数： 名（支援員： 名、補助員： 名） （職務内容については第2号様式に記載）
指導員の氏名及び経歴	別紙（第2号様式）のとおり
事業所の名称	
事業所の種類	
事業所の所在地	〒 - TEL: FAX: E-Mail:
面積及び構造	専用区画： m <sup>2</sup> [定員で割り返した際の1人当たりの面積： m <sup>2</sup> ] その他（併設事業等）： m <sup>2</sup> 建物の構造： 造 階建の 階（平面図等を添付）
定員及び支援の単位数	定員： 人 / 支援の単位数：
事業開始予定年月日	

定款その他の基本約款	（書類を添付）
事業者の役員名簿	別紙（第3号様式）のとおり
運営規程	（書類を添付）

【備考】

- 「事業の内容」欄には、実施する放課後児童健全育成事業の概略を記載の上、収支予算書及び事業計画書を添付してください。ただし、インターネットを利用して当該書類の内容を確認できるURLを記載する場合には、書類の添付は必要ありません。
- 利用者向けのパンフレット等があれば、参考に添付してください。

第2号様式（第2条関係）

指 導 員 名 簿

施設名

氏名	職名	職務の内容	採用年月日	放課後児童支援員の資格要件		主な経歴
				資格の内容 (第10条第3項の各号)	認定研修の修了	

- 1 職名の欄には、放課後児童支援員、補助員の別を記載してください。
- 2 資格の欄には、放課後児童支援員の指導員にあっては綾瀬市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項で定める資格の号を記載してください。
- 3 資格の内容については資格修了を証明するもの及び実務証明書を併せて添付してください。

第3号様式（第2条関係）

事業者の役員名簿

事業所の名称

平成 年 月 日現在

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 〔大正T 昭和S 平成H〕	性別 (男・女)	住所
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		

綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号、4号及び5号に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

また、記載された全ての役員に同趣旨を説明し、同意を得ています。

住所（法人又は団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人名又は団体名及び代表者の職氏名）

印



第5号様式（第4条関係）

放課後児童健全育成事業廃止（休止）届

年 月 日

（あて先）綾瀬市長

事業者

住所

氏名

印

年 月 日に実施の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の8第4項及び児童福祉法施行規則第36条の32の3の規定により届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 - TEL: FAX: E-Mail:
事業廃止（休止） 年月日	
休止予定期間 （該当する場合のみ）	
廃止（休止）理由	
現に便宜を受けている利用者に対する措置	

「現に便宜を受けている利用者に対する措置」について補足説明等が必要な場合は書面（任意様式）添付のこと

第6号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業書番号決定通知書

（事業者）

様

綾瀬市長

年 月 日に届け出られた放課後児童健全育成事業所について、次のとおり事業所番号を決定したので、通知します。

対象となる 事業所	名 称	
	所 在 地	
事業所番号		



第7号様式（第5条関係）

放課後児童健全育成事業書番号決定通知書

（事業者）

様

綾瀬市長

年 月 日第 号において通知した放課後児童健全育成事業所の事業所番号  
について、次のとおり事業所番号の変更を決定したので、通知します。

対象となる 事業所	名 称	
	所 在 地	
事業所番号	変 更 前	
	変 更 後	